



# 清川村住宅リフォーム助成制度のご活用を



地域経済の活性化や居住空間の向上を図るため、村民の皆さんが**村内の施工業者**を利用して個人住宅のリフォーム工事を行う場合に、その経費の一部を助成します。

## 利用資格

- 村内に1年以上居住（住民登録を有する方）している方
- 既に納期が経過した分の村税等を完納している方
- 自ら所有し、居住する住宅について、村内の施工業者を利用してリフォーム工事等を行う方
- 村が実施する他の助成制度を受けていない方

## 助成率

工事金額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）が5万円以上のものに対し、次の区分に定める額を補助します。※100円未満切捨て

1. 工事金額が10万円未満・・・工事金額の2分の1の額
2. 工事金額が10万円以上100万円未満・・・工事金額の2分の1の額（上限10万円）
3. 工事金額が100万円以上・・・10万円＋{(工事金額－100万円)の2分の1}の額（上限20万円）

## 助成対象工事

- 既存住宅の増築、改築、減築工事
- 浴室、キッチン、洗面所及びトイレのリフォーム
- 給排水衛生設備、換気設備、電気設備、ガス設備工事
- 屋根の葺き替え、塗装、防水工事
- 外壁の張替え、塗装工事
- 断熱改修工事
- 内装工事、部屋の間仕切りの変更工事、造付収納家具（造作大工工事が伴うもの）
- 畳の取替え（表替えや裏返しも含む。）、襖紙・障子紙の張替え
- 建具及び開口部の取替えや新設工事



※ 助成金の交付決定後に着手するもので、申請日が属する年度末（3月31日）に工事が完了するもの

## 申請手続時期

**工事着手前**（四半期ごとに予算配分があります。工事着手前に産業観光課へご連絡ください。）

受付  
窓口

清川村役場 産業観光課商工観光係

TEL (046) 288-3864 (直通)

FAX (046) 288-1909

E-mail : sankan@town.kiyokawa.kanagawa.jp

POINT

活用しましょう

生活の給付金・支援  
様々な、サービス



清川村の支援事業ガイド



**「信頼と実績！」地元の清川村商工共栄会  
会員店へのご用命お待ちしております。**



QR-MAIL

清川村商工共栄会 メール  
syoukoukyoueikai@gmail.com



会公式ホームページ

<https://kiyokawa-shoukou.net/>



QR-HP